

2020年度
剰余金割戻のお知らせ

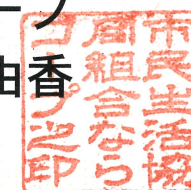
公 告

第49回通常総代会において、2020年度(2020年4月1日～2021年3月31日)の決算が確定し、剰余金処分が決定しました。剰余金割戻について下記の通りご報告いたします。

2021年6月10日

市民生活協同組合ならコープ

理事長 吉田 由香



1. 剰余金割戻の取扱について

- 1) 剰余金の割戻を受けることのできる組合員は、2020年度末現在の組合員で、かつ総代会当日に在籍している組合員です。
- 2) 出資額に応ずる割戻(出資配当)は、2020年度末の出資金残高を対象に計算します。年度途中の増資は日割り計算します。
- 3) 割戻の額及び払戻手続などは、6月下旬から7月上旬にかけて、共同購入(班)・こまどり便(商品宅配便)をご利用のみなさまには、配達時の「請求明細書兼商品お届け表」に同封してご案内します。店舗およびその他でご利用のみなさまには、郵送にてご案内いたします。

2. 2020年度 剰余金割戻

1) 利用分量割戻

無店舗事業(共同購入・こまどり便・受取ハウス)・店舗事業での年間利用高(税抜)の0.40%でおこないます。なおCOP共済はコープ共済連からの割戻となります。詳しくは9月にコープ共済連から郵送にてご案内致します。

2) 出資配当

配当率 年0.20%(税引後0.15%)
(源泉所得税及び復興特別所得税
20.42%が課税されます)

3. 剰余金割戻の請求方法

- 1) 出資額に応ずる割戻(出資配当)、利用分量割戻金、出資預り金は7月31日をもって合計し、1,000円以上となる場合は1,000円単位で出資金に振り替えます。1,000円未満は出資預り金としてお預かりいたします。
- 2) 出資配当金、利用分量割戻、出資預り金の合計額を払戻される場合は手続が必要です。
受付期間: 7月1日～7月31日
受付窓口: 配達担当職員または
店舗サービスコーナー
振込日: 8月16日(月)